
プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 **【審議事項】IAS 第 19 号「従業員給付」 - 割引の可能性が制度の分類に与える影響**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2019 年 3 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された、将来の掛金の割引が退職後給付制度（以下「制度」という。）の分類に与える影響に関するアジェンダ決定案に対する当委員会の対応（案）の取扱いについて、アジェンダ決定案の内容をご説明し、当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。

II. 背景及び経緯

2. IFRS-IC は、IAS 第 19 号「従業員給付」（以下「IAS 第 19 号」という。）を適用して行う退職後給付制度の分類に関する要望書を受け取った。要望書の提出者は、制度を運営する企業（以下「企業」という。）の掛金に対する将来の割引が、当該制度の確定拠出制度又は確定給付制度への分類に影響するかどうかについて質問している。
3. 要望書に記載された事実パターン（以下「本事実パターン」という。）において、企業は、第三者が管理する退職後給付制度を運営している。当該制度に関連する契約条件は、次のとおりである。
 - (1) 企業は一定の（fixed）年間の掛金を退職後給付制度に支払う義務を有する。たとえ当該制度が従業員の当期及び過去の期間の勤務に関連するすべての従業員給付を支払うために十分な資産を保有しない場合でも、企業がさらに掛金を支払うべき法的債務又は推定的債務を有しない。
 - (2) 企業は、年間掛金に対する将来の割引を受ける潜在的な権利がある。制度負債（plan liabilities）に対する制度資産（plan assets）の比率が既定の水準を超過した場合に、割引が生じる。このため、いかなる割引も、当該制度に関連する数理計算上のリスクと投資リスクの影響を受ける可能性がある。
4. IASB スタッフは、要望書に特定されている事実と状況のうち、特に、企業がさらに掛金を支払うべき法的債務又は推定的債務を有しない点を考慮して検討を行っている。

要望書提出者の依頼

5. 要望書には、次の2つの見解が示され、いずれの見解によるべきか明確化を求めている。

(1) IAS第19号第8項の確定拠出制度の定義は、2つの累積的な要件 (two cumulative criteria) を含むとする見解 (見解1)

(2) IAS第19号第8項の確定拠出制度の定義は、単一の要件 (single criterion) を含むとする見解 (見解2)

6. さらに要望書提出者は、IAS 第 19 号第 50 項が退職後給付制度の確定拠出制度及び確定給付制度の分類に係るかどうか明確化を求めている。

(見解1：確定拠出制度の定義は、2つの累積的な要件を含む)

7. 見解1の支持者は、IAS 第 19 号第 8 項の確定拠出制度の定義が次の2つの累積的な要件を規定すると考える。

(1) 企業は一定の掛金を支払う (要件1)、かつ、

(2) たとえ基金 (fund) が従業員の当期及び過去の期間の勤務に関連するすべての従業員給付を支払うために十分な資産を保有しない場合でも、企業がさらに掛金を支払うべき法的債務又は推定的債務を有しない (要件2)

8. 要望書に記述された論点では、企業は割引条項に基づき、将来の掛金の割引を受ける可能性があり、当該制度の存続期間にわたる年金基金への掛金の変動するため、見解1の下では要件1を満たさないことになる。

9. IAS 第 19 号のその他のパラグラフは、企業の掛金を一定と変動に区別することは、数理計算上のリスク及び (又は) 投資リスクの割当てと関連づけられるべきであることを説明している。したがって、見解1の下では、企業の年間掛金が数理計算上の状況及び (又は) 投資状況によって、上方及び (又は) 下方に変動し得る場合、関連する制度は確定給付制度に分類すべきであるということになる。また、IAS 第 19 号がこのように説明されなければ、基金が従業員の当期及び過去の期間の勤務に関連するすべての従業員給付を支払うために十分な資産を有していない場合に追加の掛金を企業が支払うことになる制度に、確定給付制度は明白に限定されることになる。

10. 見解1の下では、確定拠出制度及び確定給付制度の定義、並びに両者を区別する論理的根拠を考慮すると、IAS 第 19 号の主要な問題は、企業の掛金が、何らかの点で、当該年金制度の数理計算上の状況、投資状況、及び経済的な状況に左右されるかどうか

であると考え。したがって、当該影響が実在する場合、掛金は一定ではなく、当該制度はIAS第19号のもとでは確定拠出制度には分類され得ないことになる。

11. 見解1の支持者は、確定拠出制度の会計処理を述べるIAS第19号第50項において、「数理計算上の差異が生じる可能性はない。」と明記していることに根拠を見出している。

(見解2：確定拠出制度の定義は、単一の要件を含む)

12. 見解2の支持者は、確定拠出制度の定義の後半は、別個の要件ではなく、一定の掛金の要件を満たすものに関する明確化だけであるとして解釈すべきである、と考える。
13. 企業の将来の割引に対する権利は、ダウンサイドのリスクではなく、むしろアップサイドの可能性である。見解2の下では、将来の割引に対する権利は、過去の掛金の返金のみであり、退職後給付制度の分類には関係なく、確定拠出制度の分類を妨げるものではないと考える。この結果、当該年金制度は確定拠出制度として会計処理すべきであるということになる。
14. IAS第19号の第28項から第30項は、IAS第19号第27項の要求事項について追加のガイダンスを提供している。見解2の下では、これらの規定は、確定拠出制度の分類が、企業の費用が増加する可能性のあるダウンサイドのリスクに焦点を置くことを示している。これは、IAS第19号の次の規定に従うものである。
- (1) IAS第19号第8項は、「たとえ年金制度が従業員の当期及び過去の期間の勤務に関連するすべての従業員給付を支払うために十分な資産を保有しない場合でも、企業がさらに掛金を支払うべき法的債務又は推定的債務を有しない」ことを基準にして、確定拠出制度を定義する。
- (2) IAS第19号第28項は、「確定拠出制度においては、企業の法的債務又は推定的債務は、企業が基金に拠出をすることに同意した金額に限定される。」と規定する。
- (3) IAS第19号第29項は、「企業の債務が、基金に拠出することに同意した金額に限定されない場合の例としては、次のようなことを通じて企業が法的債務又は推定的債務を有する場合がある。
- (a) 制度の給付算定式のうち、単に掛金額に連動するのではなく、資産が当該制度の給付算定における給付を行うのに不十分な場合には、追加の拠出を企業に要求するもの(略)」
- とする。

- (4) IAS第19号第30項は、「確定給付制度においては、(略)
(b) (給付が予想よりも多くのコストを要するという)数理計算上のリスクは、
(略)実質的に企業が負担する。」
と規定する。
15. 見解2の支持者は、IAS第19号に付属する結論の根拠(BC)にある次の表現は、確定
拠出制度の分類が、企業の費用が増加する可能性のあるダウンサイドのリスクに焦点
を当てているとする意見の追加の根拠であるとする。
- (1) IAS第19号BC29項は、「1998年に導入された定義は、企業にとって費用が増加し
得るというダウンサイドのリスクに焦点を当てた。確定拠出制度の定義は、企業
にとって費用が予想より少なくなり得るというアップサイドの可能性を排除して
いない。」とする。
- (2) IAS第19号BC30項は、「2011年に行った修正では、給付算定式が存在だけでは確
定給付制度は創出されず、その給付算定式で定められた給付を履行するために追
加的な金額を拠出するという法的債務又は推定的債務を創出するような、給付算
定式と拠出との間の関連付けが存在する必要があることを明確にしている。」と
する。
- (3) また、同項は、「この第29項の修正は、十分な制度資産がある場合に支払われる
給付が給付算定式により決定されるが、当該給付を支払うのに十分な制度資産が
ない場合に事業主に追加拠出の支払を要求していない場合に生じる可能性のある
懸念に対処したものである。実質上、給付支払は給付算定式と利用可能な制度資
産のいずれか低い方に基づく。当該修正により、このような制度は確定拠出制度
であることが明確にされている。」と続けている。
16. 見解2の下では、IAS第19号及び付属する結論の根拠(BC)は、退職後給付制度を確
定給付制度又は確定拠出制度のいずれかに分類することは、企業の法的債務又は推定
的債務が、企業が基金に拠出することを合意した金額に限定されるかどうかの問題に
かかっていると考える。すなわち、確定拠出制度の定義は、企業の費用が予想より少
なくなり得るというアップサイドの可能性を排除していないと考える。
17. また、見解2の下では、企業の法的債務又は推定的債務が、基金に拠出を合意した金
額に限定される場合、掛金は一定であり、IAS第19号の結論の根拠(BC)は、この理
解を裏付けていると考える。この結果、IAS第19号第8項の確定拠出制度の定義の一
文にある後半部分は、一定の掛金の要件を満たすものに関する明確化として解釈すべ
きであると考え、将来の(潜在的な)割引は、掛金が一定かどうか決める際に問題と

ならないと考える。

18. さらに、見解 2 の下では、IAS 第 19 号の第 50 項は、確定拠出制度の会計処理方法を説明しているにすぎず、当該年金制度が確定拠出制度であるか確定給付制度であるかを説明するものではないと考える。年金制度の分類は、IAS 第 19 号の第 8 項で取り扱われており、IAS 第 19 号の第 27 項から第 30 項により、さらに明確化されているため、見解 2 の支持者によれば、IAS 第 19 号第 50 項は、確定給付制度と確定拠出制度の分類に関係ないことになる。

III.2019 年 3 月の IFRS-IC 会議における議論

アウトリーチ活動の結果

19. IASB スタッフは、会計基準設定主体国際フォーラム (IFASS) のメンバー、証券規制当局及び主要な監査法人に情報要請をした。当該情報要請は、参加者の経験に基づき以下の情報提供を求めたものである。
- (1) 企業に年間掛金を要求するが、将来の割引、割戻し、又は返金を受ける可能性のある退職後給付制度の存在の有無
 - (2) 企業はIAS第19号を適用して、これらの類型の年金制度を確定拠出制度又は確定給付制度に分類しているか
20. IASB スタッフは、9 件 (監査法人ファーム 6、基準設定主体 3) の回答を受領しており、受領結果は以下のとおりまとめている。

質問	回答
<p>質問1：普及について</p> <p>あなたの法域では、企業が一定の年間掛金を年金制度（基金）に支払うことを要求されるが、割引、割戻し及び返金を受ける可能性のある年金制度が広く見受けられますか。</p>	<p>(1) 本事実パターンは一般的ではない：ほとんどすべての回答者 (almost all respondents)</p> <p>(2) オランダに該当する制度が存在する旨のコメント：基準設定主体1件、他の回答者の一部 (some of the other respondents)</p> <p>(3) 類似の年金制度がカナダ及びドイツに存在する可能性がある旨のコメント：一部の回答者 (some respondents)</p>

<p>質問2：適用される会計上の取り扱い</p> <p>上記(質問1)に記載した種類の年金制度がある場合、企業は、IAS第19号の適用において、当該年金制度を確定拠出制度又は確定給付制度のどちらに分類していますか。IAS第19号の要求事項を参照してご説明下さい。</p>	<p>(1) 確定給付制度：要望書に記載された種類の退職後給付制度の経験を有するすべての回答者は、企業は基本的に当該年金制度を確定給付制度に分類していると回答した。その理由は、次のとおりである。</p> <p>将来の掛金減額の存在は、企業の掛金が一定でないことを意味する。したがって、IAS第19号第8項を適用すると、確定拠出制度の定義を満たさない。</p> <p>将来の割引の可能性は、当該年金制度により企業が数理計算上のリスク及び（又は）投資リスクにさらされることを意味するが、IAS第19号第30項により、確定給付制度において、数理計算上のリスク及び投資リスクを実質的に企業が負担する旨を定めている。</p> <p>(2) 1名の回答者は、たとえ企業がさらに掛金を支払うべき法的債務を有していなくても、当該年金制度に欠損がある場合、返金を受ける会計期間に、推定的債務が生じる可能性があるため、確定拠出制度の定義を満たさないとした。</p>
---	--

IASB スタッフの分析

(IAS 第 19 号の要求事項)

21. IAS 第 19 号第 8 項は確定給付制度を次のとおり定めている。

確定給付制度とは、確定拠出制度以外の退職後給付制度をいう。

22. したがって、IAS 第 19 号を適用する企業は、最初に退職後給付制度が確定拠出制度の定義をみたすかどうか判断する。IAS 第 19 号第 8 項は、確定拠出制度を次のとおり定める。

確定拠出制度とは、退職後給付制度のうち、企業が一定の掛金を別個の事業体（基金）に支払い、たとえ基金が従業員の当期及び過去の期間の勤務に関連するすべての従業員給付を支払うために十分な資産を保有しない場合でも、企業

がさらに掛金を支払うべき法的債務又は推定的債務を有しないものをいう。

23. IAS 第 19 号の第 27 項から第 30 項は、企業が退職後給付を確定拠出制度又は確定給付制度に分類する判断の助けになる要求事項を含んでいる。IAS 第 19 号の BC28 項から BC30 項は、これらの要求事項の根拠を説明している（以下では、IAS 第 19 号のこれらの定めを一括して「IAS 第 19 号の分類要求事項」という。）。

（要望書にある本事実パターンに対する IAS 第 19 号の適用）

24. 要望書の本事実パターンにおいて、企業は、たとえ制度が従業員の当期及び過去の期間の勤務に関連するすべての従業員給付を支払うために十分な資産を保有しない場合でも、企業がさらに掛金を支払うべき法的債務又は推定的債務を有しないと判断している。しかしながら、企業には、将来の年間掛金の割引を得る潜在的な権利がある。
25. IAS 第 19 号の確定拠出制度の定義は、企業が一定の掛金を別個の事業体（基金）に支払い、企業がさらに掛金を支払うべき法的債務又は推定的債務を有しないことを定めている。要望書の提出者は、将来の割引が存在することが企業の掛金は一定ではないことを意味するのかどうか質問している。言い換えると、要望書の提出者は、たとえ企業が従業員の当期及び過去の期間の勤務に関連する追加の掛金を支払うべき法的債務又は推定的債務を有しない場合でも、将来の割引の存在は、当該年金制度が確定給付制度であることを意味するのかどうか質問している。

制度の分類

26. IAS 第 19 号の分類要求事項に基づき、IASB スタッフは、将来の割引の存在は、それ単独では、当該年金制度を確定拠出制度に分類することを妨げないと考える。これは、IASB スタッフの見解では、IAS 第 19 号は、確定拠出制度と確定給付制度の区別にあたり、ダウンサイドのリスクのみに焦点を当てているためである。このため、企業が（この事例では、将来の割引の形で）アップサイドの可能性を有するが、従業員の当期及び過去の期間の勤務に関連する追加の掛金を支払うべき債務を有しない場合、当該制度は確定拠出制度である。すなわち、IASB スタッフの見解は、要望書の見解 2 に合致する。
27. IASB スタッフの見解は、以下の事項を根拠とする。
- (1) 確定拠出制度の定義は、企業が「さらに掛金を支払うべき法的債務又は推定的債務を有しない（略）」ことに言及している。IAS 第 19 号 BC29 項は、「（確定拠出制度及び確定給付制度の）定義は、企業にとって費用が増加し得るというダウンサイドのリスクに焦点を当てた。確定拠出制度の定義は、企業にとって費用が予想より少なくなり得るというアップサイドの可能性を排除していない。」と説明して

いる。

(2) IAS第19号の第28項及び第30項は、次のように明記している。

「確定拠出制度においては、(略)数理計算上のリスク(給付が予想したよりも少なくなるリスク)及び投資リスク(投資された資産が予想される給付を満たすのに不十分となるリスク)は、実質的に従業員が負担する。」

「確定給付制度においては、(略)(給付が予想よりも多くのコストを要するという)数理計算上のリスク及び投資リスクは、実質的に企業が負担する。」

IAS第19号の第28項及び第30項の数理計算上のリスク及び投資リスクの内容は、企業にとってダウンサイドのリスクのみに焦点を当てており、アップサイドの可能性にまったく着目していない。

(3) IAS第19号BC30項は、実質上、給付支払が給付算定式と利用可能な制度資産のいずれか低い方に基づく年金制度を検討している。つまり、当該制度を運営する企業は、ダウンサイドのリスクをまったく有していない。同項は、当該制度は確定拠出制度であることを明確化している。

28. 代替的な見解(要望書の見解1)の根拠として、要望書の提出者及びIASBスタッフが実施したアウトリーチの回答者は、確定拠出制度の定義が、企業が「一定の掛金」を支払うことを定める点に留意している。企業は割引を受ける可能性があるため、掛金が「一定」でないことがあり、最終的に、企業の掛金は、支払った年間掛金よりも少なくなり得る。
29. IASBスタッフの見解では、確定拠出制度の定義内にある「一定の掛金」は、従業員の当期及び過去の期間の勤務に関連する掛金が増加することはないことを表している。
30. この定義の前半部分(企業が一定の掛金を別個の事業体(基金)に支払う。)は、後半部分((略)さらに掛金を支払うべき法的債務又は推定的債務を有しない。)と分離して解釈すべきではない。当該定義の前半部と後半部分は、「そして(and)」で接続されており、そのことは、(IAS第19号第28項から第30項並びにBC29項及びBC30項で説明されているように)企業がダウンサイドのリスクを有さず、すなわち、従業員の当期及び過去の期間の勤務に対する追加の掛金を企業が支払わなくても良い制度を、当該定義が特定している点で、重要である。
31. IASBスタッフの見解は、IFRS-ICの過去の関連する事項の検討とも整合する。2011年7月、IFRS-ICはアジェンダ決定「権利確定条件のある確定拠出制度」を公表した。当該アジェンダ決定は、従業員が権利確定条件を達成できない場合に、企業が過去の掛

金の返金又は将来の掛金の減額)を受けることができる制度について検討している。当該アジェンダ決定は、最初に、権利確定条件未達による将来の掛金の返金が、当該制度を確定拠出制度とする分類に影響を及ぼすかどうかを検討している。当該アジェンダ決定は、次のように述べている(下線部の強調はIASBスタッフによる)。

IFRS-IC は、権利確定条件が確定拠出制度に与える影響を明確化する要請を受けた。IFRS-IC は、当該制度に対する掛金を、支払対象期間の費用として認識すべきであるか、又は権利確定期間にわたって費用として認識すべきであるか質問を受けた。要望書で示された例では、従業員の権利確定条件の未達は、雇用主に対する掛金の返金、又は雇用主による将来の掛金からの減額となり得る。

IFRS-IC は、これらの権利確定条件により、雇用主が不足額を賄う追加の掛金を要求されなければ、IAS 第 19 号第 8 項の確定拠出制度の定義、及び IAS 第 19 号 BC28 項から BC29 項の説明に基づき、権利確定条件は確定拠出制度とする制度の分類に影響しないことに留意した。(略)

IAS第19号第50項

32. IAS 第 19 号の第 50 項は、次のように規定する。

確定拠出制度の会計処理は、報告企業の各期の債務が当該期間に対して拠出すべき金額によって決定されるため、単純である。したがって、当該債務又は費用を測定するための数理計算上の仮定は必要なく、数理計算上の差異が生じる可能性はない。(略)

33. 要望書は、IAS 第 19 号第 50 項を参照し、退職後給付制度の分類に関連するかどうか質問している。

34. IAS 第 19 号第 50 項は、確定拠出制度の会計処理を検討しており、確定拠出制度の認識、測定及び開示に関する要求事項を述べるセクションの中に含まれている。したがって、IASB スタッフの見解では、同項は、退職後給付制度が確定拠出制度であるか確定給付制度であるかを判断する場合においては関係ない。

(IASB スタッフの結論)

35. 確定拠出制度は、企業が一定の掛金を支払い、たとえ当該制度が従業員の当期及び過去の期間の勤務に関連するすべての従業員給付を支払うために十分な資産を保有しない場合でも、企業がさらに掛金を支払うべき法的債務又は推定的債務を有しないものをいう。要望書に記載された本事実パターンでは、将来の掛金の割引の存在は、単独では、当該制度を確定拠出制度に分類することを妨げない。

36. 最も重要なこととして、IASB スタッフは、要望書で特定されている事実と状況、特に（IAS 第 19 号の定義に述べられているように）、企業がさらに掛金を支払うべき法的債務又は推定的債務を有しないと判断していることを考慮して、この結論に至ったことを強調している。企業が追加の掛金を支払う法的債務又は推定的債務を有するかかどうかの判断は、退職後給付制度の主要な契約条件から得られる個々の事実と状況の検討が必要である（IAS 第 19 号第 27 項）。確定拠出制度に分類されるためには、たとえば基金が（いかなる理由であれ）従業員の当期及び過去の期間の勤務に関連するすべての従業員給付を支払うために十分な資産を保有しない場合でも、追加の掛金を支払う法的債務又は推定的債務があってはならない。例えば、次の事項を検討することが重要となる場合がある。

- (1) 企業が受け取った掛金の割引について、返還を求められる可能性があるかどうか
- (2) 将来の掛金がどのように設定されるか（確定拠出制度であるためには、将来の掛金が、当期及び過去の期間の勤務に関連する従業員給付の積立不足を賄うように設定され得る可能性は、あるべきではない。）

以 上

別紙1 2019年3月のIFRIC Updateに掲載された「アジェンダ決定案」の仮訳

割引の可能性が制度の分類に与える影響（IAS第19号「従業員給付」） - AP6

委員会は、IAS第19号を適用する場合の退職後給付制度の分類に関する要望を受けた。要望書に記載されている事実パターンでは、企業は第三者によって管理される退職後給付制度（制度）に拠出する。当該制度の関連性のある契約条件は次のとおりである。

- a. 企業は、制度に一定の年間掛金を支払う義務を有している。企業は、たとえ当期及び過去の期間における従業員の勤務に関連するすべての従業員給付を支払うために十分な資産を制度が保有しない場合でも、企業がさらに掛金を支払う法的義務も推定的義務も有しないと判断している。
- b. 企業は年間掛金について潜在的な割引の権利を得ている。制度資産の制度負債に対する比率が一定水準を超えている場合には、割引が発生する。したがって、割引は、数理計算上の仮定及び制度資産に対する収益の影響を受ける可能性がある。

要望書は、割引の可能性の存在により、IAS第19号を適用した場合に確定給付制度への分類となるかどうかを質問していた。

IAS第19号の第8項は、確定拠出制度を「退職後給付制度のうち、企業が一定の掛金を別個の事業体（基金）に支払い、たとえ基金が従業員の当期及び過去の期間の勤務に関連するすべての従業員給付を支払うために十分な資産を保有しない場合でも、企業がさらに掛金を支払うべき法的債務又は推定的債務を有しないもの」と定義している。確定給付制度は「確定拠出制度以外の退職後給付制度」である。

IAS第19号の第27項から第30項は、退職後給付制度の確定拠出制度又は確定給付制度のいずれかへの分類に関する要求事項を定めている。

委員会は、確定拠出制度の定義が、たとえ基金が従業員の当期及び過去の期間の勤務に関連するすべての従業員給付を支払うために十分な資産を保有していない場合でも、企業がさらに掛金を支払うべき法的義務も推定的義務も有さないことを要求していることに着目した。したがって、確定拠出制度の定義を満たすためには、企業は、(a) 一定の掛金を支払う義務を有していなければならない、かつ、(b) たとえ基金が従業員の当期又は過去の期間の勤務に関連するすべての従業員給付を支払うために十分な資産を保有していない場合でも、追加的な掛金を支払う義務があってはならない。例えば、将来の掛金が、従業員の当期及び過去の期間の勤務に関連する従業員給付の積立不足を補填するように設定される可能性があるあってはならない。

委員会は、IAS第19号の第28項及び第30項が、確定拠出制度においては数理計算上のリスク及び投資リスクは実質的に従業員が負担するのに対し、確定給付制度においては、数理計算上のリスク及び投資リスクは実質的に企業が負担すると定めていることにも着目した。第28項及び第30項は、(a) 数理計算上のリスクとは、給付のコストが企業にとって予想より多くなるリスク、又は給付が従業員にとって予想より少なくなるリスクであり、(b) 投資リスクとは、投資された資産が予想される給付を満たすのに不十分となるリスクであると記述している。IAS第19号の第28項は、「確定拠出制度においては、企業の法的義務又は推定的義務は、企業が基金に拠出することに同意した金額に限定される。」と述べている。IAS第19号のBC29項は、確定拠出制度の定義は企業にとってコストが増加する可能性があるというダウンサイドのリスクに焦点を当てていると説明している。すなわち、この定義は、企業にとってのコストが予想より少なくなり得るというアップサイドの可能性を排除していない。

したがって、委員会は、要望書に記載されている事実パターンでは、割引の可能性の存在は、それ自体では、制度がIAS第19号を適用して確定給付制度に分類される結果を生じさせないと結論を下した。

委員会は、IAS第1号「財務諸表の表示」の第122項を適用して、企業は、経営者が退職後給付制度の分類に関して行った判断が、財務諸表において認識した金額に最も重要な影響を与えた判断の一部である場合には、当該判断を開示することとなることに留意した。

委員会は、IAS第19号の要求事項が、退職後給付制度の確定拠出制度又は確定給付制度への分類を企業が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを〔決定した〕。

以上

別紙 2 関連する IFRS 基準の規定

IAS 第 19 号「従業員給付」

定 義

8 次の用語は、本基準では特定された意味で用いている。

制度の分類に関連した定義

確定拠出制度とは、退職後給付制度のうち、企業が一定の掛金を別個の事業体（基金）に支払い、たとえ基金が従業員の当期及び過去の期間の勤務に関連するすべての従業員給付を支払うために十分な資産を保有しない場合でも、企業がさらに掛金を支払うべき法的債務又は推定的債務を有しないものをいう。

確定給付制度とは、確定拠出制度以外の退職後給付制度をいう。

退職後給付：確定拠出制度と確定給付制度との区別

27 退職後給付制度は、その主要な規約や条件に由来する制度の経済的実質により、確定拠出制度又は確定給付制度のいずれかに分類される。

28 確定拠出制度においては、企業の法的債務又は推定的債務は、企業が基金に拠出をすることに同意した金額に限定される。したがって、従業員が受け取る退職後給付の金額は、企業（及び場合によっては従業員）が退職後給付制度又は保険会社に支払った掛金額と、当該掛金から発生する投資収益とによって決定される。その結果、数理計算上のリスク（給付が予想したよりも少なくなるリスク）及び投資リスク（投資された資産が予想される給付を満たすのに不十分となるリスク）は、実質的に従業員が負担する。

29 企業の債務が、基金に拠出をすることに同意した金額に限定されない場合の例としては、次のようなことを通じて企業が法的債務又は推定的債務を有する場合がある。

- (a) 制度の給付算定式のうち、単に掛金額に連動するのではなく、資産が当該制度の給付算定式における給付を行うのに不十分な場合には追加の拠出を企業に要求するもの
- (b) 制度を通じての間接又は直接のいずれかによる、拠出に係る特定の収益率の保証
- (c) 推定的債務を生じさせる非公式の慣行。例えば、企業にたとえそのようにする法的義務がなくとも、インフレーションの進行に合わせて以前の従業員の給付を増加させてきた実績がある場合には、推定的債務が生じることがある。

30 確定給付制度においては、

- (a) 企業の義務は、合意した給付を現在及び以前の従業員に支給することであり、
- (b) (給付が予想よりも多くのコストを要するという) 数理計算上のリスク及び投資リスクは、実質的に企業が負担する。数理計算上又は投資の実績が予想より悪い場合には、企業の債務は増加するであろう。

退職後給付：確定拠出制度

50 確定拠出制度の会計処理は、報告企業の各期の債務が当該期間に対して拠出すべき金額によって決定されるため、単純である。したがって、当該債務又は費用を測定するための数理計算上の仮定は必要なく、数理計算上の差異が生じる可能性はない。また、当該債務は割引をせずに測定する。ただし、従業員が関連する勤務を提供した年次報告期間の末日後12か月以内にすべてが決済されると予想されない場合は除く。

IAS 第19号「従業員給付」に関する結論の根拠

退職後給付

確定拠出制度と確定給付制度との区別

確定拠出制度

BC28 1998年改訂前のIAS第19号は、次のように定義していた。

- (a) 確定拠出制度：退職給付として支払われる金額が、基金に対する拠出及び投資収益によって決定される退職給付制度
- (b) 確定給付制度：退職給付として支払われる金額が、通常、従業員の報奨及び/又は勤務年数を基にした算定式によって決定される退職給付制度

BC29 IASCは、これらの定義は、企業の費用ではなく、従業員が受け取り得る給付に焦点を当てていたために、不十分であると考えた。1998年に導入された定義は、企業にとって費用が増加し得るというダウンサイドのリスクに焦点を当てた。確定拠出制度の定義は、企業にとって費用が予想より少なくなり得るというアップサイドの可能性を排除していない。

確定給付制度：2011年に公表した修正

BC30 2011年に行った修正では、給付算定式が存在だけでは確定給付制度は創出されず、その給付算定式で定められた給付を履行するために追加的な金額を拠出するという法的債務又は推定的債務を創出するような、給付算定式と拠出との間の関連付けが存在する必要があることを明確にしている。この第29項の修正は、十分な制度資産がある場合に支払われる給付が給付算定式により決定されるが、当該給付を支払うのに十分な制度資産がない場合に事業主に追加拠出の支払を要求していない場合に生じる可能性のある懸念に対処したものである。実質上、給付支払は給付算定式と利用可能な制度資産

のいずれか低い方に基づく。当該修正により、このような制度は確定拠出制度であることが明確にされている。

以 上